

1-2 健康

1 生涯にわたる心身両面の健康づくり

●基本方針

すべての市民が健康で明るく元気に生活できるよう、市民一人ひとりの自主的な健康づくりの意識の高揚をはかるとともに、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸および生活の質の向上をめざして、生活習慣病の予防につとめ、市民の生涯を通じた主体的な健康づくりを支援します。

母と子の健康の保持増進のため、妊産婦、乳幼児に対する健康診査・保健指導などを行うとともに、妊娠・出産や子どもの成長に悪影響を及ぼす恐れのある喫煙や食習慣などに対する指導をすすめます。

●現状と課題

日本の平均寿命は、世界最高の水準にありますが、一方では、がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病が増加している状況にあります。平成 15 年 3 月に策定した「健康なごやプラン 21^{*1}」に基づいて、生活習慣の改善による生活習慣病の予防、健康寿命の延伸、生活の質の向上をはかる取り組みをすすめることが必要です。

また、社会状況の変化にともない、ますます高度化・多様化するニーズに対応するため保健・医療・福祉が連携し一体となった質の高いサービスをいかに提供するかが重要な課題となっています。

●数値目標

	現状値	18 年度目標値	22 年度目標値	所管局
自分が健康であると感じている市民の割合	68.5% (13 年度)	69%	70%	健康福祉局
数値目標設定の考え方：健康なごやプラン 21 を推進し、7 割程度の市民が自分の健康状態を良いと評価する状態とする。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況（⑮末見込み）	計画目標 [⑯～⑳の事業量等]	所管局
健康なごやプラン 21 の推進	健康なごやプラン 21 に基づき、生活習慣病予防や母子の健康の保持増進をはかるため、健康教育、健康相談、健康診査や新生児などの訪問指導を実施	基本健康診査受診率 52% (14 年度) 3 か月児健康診査受診率 98.9% (14 年度)	基本健康診査受診率 60% 3 か月児健康診査受診率 100%	健康福祉局

^{*1} 健康なごやプラン 21

国民健康づくり運動の指針として国が策定した「健康日本 21」と母子保健分野での「健やか親子 21」などをふまえ、生活習慣病の予防と母子の健康課題への対応を主な目的として本市が平成 15 年 3 月に策定したプラン。

クオリティ ライフ 21 城北整備事 業の推進	市民の生活の質を高め、健康の総合的な保持増進をはかるため、産業技術総合研究所中部センター移転跡地を保健・医療・福祉サービスの一体的な提供を行う総合的エリアとして整備	調査	全体計画の作成 埋蔵文化財発掘調査の実施	健康福祉局
	・城北病院の移転改築に際し、小児・母子医療を強化するなど21世紀にふさわしい質の高い医療を提供	市立病院整備基本計画の策定	実施設計	
	・市民の健康増進をはかる施設の整備	調査	整備計画の作成	
	・重症心身障害児者施設の整備	調査	整備計画の作成	
保健所の改築・改修	千種保健所の改修	検討	改修	健康福祉局
	東保健所の改築	検討	検討	
	西保健所の改築	調査	着工	
	瑞穂保健所の移転改築	建設	完成、業務開始	

2 感染症対策および健康危機管理の推進

●基本方針

感染症の予防につとめるとともに、生命、健康を脅かす事態が発生した場合には、迅速かつ適切な対応をはかり、被害を最小限にとどめる危機管理体制の整備を推進します。

●現状と課題

国際交流の活発化、社会環境の変化にともない、結核や麻しんのほか、SARS（重症急性呼吸器症候群）など未知の感染症やエボラ出血熱など死亡率の高い感染症の侵入、環境や動物・昆虫由来のレジオネラ症やウエストナイル熱などの発生による大規模な感染症発生の恐れなどの脅威にさらされています。こうした脅威への未然防止対策に加え、大規模食中毒や有毒物による中毒などにおける市民の生命・健康を脅かす事態の発生予防、拡大防止などへの対応も求められています。

このような健康被害の発生を防止するとともに、発生した場合には迅速かつ的確に対応し、二次感染を防ぐなど被害を最小限に抑える体制を整えることが必要です。

●数値目標

	現状値	18 年度目標値	22 年度目標値	所管局
新・1・2 類感染症の二次感染者 の数	0 (14 年度)	0	0	健 康 福 祉局
数値目標設定の考え方： 新・1・2 類感染症（入院を必要とするような重くかつ感染 力の強い感染症）の患者が発生した場合に、その患者か らさらに感染する人の発生を防ぐ。				
市民 10 万人当たりの結核の新 規患者数	39.2 人 (14 年度)	35 人	30 人	健 康 福 祉局
数値目標設定の考え方： 他の政令指定都市に比べて高い結核の罹患率を下げる。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況（⑮末見込み）	計画目標 [⑯～⑳の事業量等]	所管局
感染症予防対策および発生時対策の推進	感染症の発生とまん延を防ぐため、感染症の発生動向調査など情報の収集と市民への情報提供を実施	実施	実施	健康福祉局
	患者発生時に迅速・的確な防疫措置を講ずるため、従事者の訓練などを強化	従事者研修およびシミュレーション訓練の実施、患者移送車などの整備	実施	
	東市民病院感染症病床の整備と外来時院内感染防止対策の充実	東市民病院 感染症病床 10 床(2 類感染症)	東市民病院 感染症部門の改修	

結核対策	結核予防計画を策定し、感染源をなくす治療支援事業、結核多発層への検診などを強化	実施	予防計画策定計画に基づく事業の実施	健康福祉局
衛生研究所・環境科学研究所の統合	試験検査や調査研究などを効率的に行ったり、市民の健康を脅かす事態が発生した場合に、その原因の分析・特定を衛生と環境の両面から総合的に行う研究所を設置	調査	基本構想	健康福祉局 環境局

3 適切で迅速な医療とリハビリテーションの充実

●基本方針

市立大学病院の機能拡充、市立病院の整備をすすめ、高度化・専門化した医療ニーズなどに対応した医療の提供をはかるとともに救急医療の充実につとめます。

●現状と課題

市立大学病院は高度先進医療機関、市立病院は地域医療機関としての役割を担ってきました。今後ますます多様化する医療ニーズへの対応、利便性や効率性の向上のため、診察や検査・投薬などの診療情報を病院間で相互に利用できる電子カルテシステムを活用したネットワークの構築や地域での連携の強化が課題となっています。

また、近年は少子化などにより休日などの診療時間外の医療に対応する小児科、産婦人科が減少してきており、安定した体制を確保することが必要です。

●数値目標

	現状値	18 年度目標値	22 年度目標値	所管局
市立病院に対してよい印象を持つ利用者の割合	68% (14 年度)	75%	90%	健康福祉局
数値目標設定の考え方： 医療内容、インフォームド・コンセント※2、施設の整備などにより総合的な評価の向上をめざす。				
市立大学病院における地域医療機関からの紹介患者率	43% (14 年度)	50%	55%	市立大学
数値目標設定の考え方： 地域医療機関との機能分担・連携の強化により、紹介患者を増やし、高度先進医療機関としての役割を強化する。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況（⑮末見込み）	計画目標 [⑯～⑳の事業量等]	所管局
市立大学病院の整備	高度先進医療機能を充実させるため、病棟・中央診療棟の改築に続いて外来診療棟の改築を実施	病棟・中央診療棟の完成、供用開始	外来診療棟の完成	市立大学

※2 インフォームド・コンセント

医師が患者に診療の目的と内容、効果などを事前に十分に説明し、患者が納得したうえで治療が行われること。

市立病院の整備	高度専門医療などの医療サービスを充実するため、市立病院の機能分担と連携をはかり、周産期医療※3、小児救急医療などの小児・母子医療、医療リハビリテーションなどの医療機能の充実および整備を推進	市立病院整備基本計画の策定	城北病院の移転改築にかかる実施設計	健康福祉局
医療情報の提供	オーダーリングシステム※4、電子カルテシステム※5の導入などにより、患者と医療従事者の情報の共有化をはかり、患者サービスの向上を促進 ・オーダーリングシステムの導入 ・電子カルテシステムの導入 ・市立大学病院においてクリニカル・パス※6を導入	実施（市立大学病院） 導入（市立大学病院） 検討	一部稼動（市立病院） 基盤整備（東市民病院） 実施症例数 100 症	健康福祉局 市立大学
医療機関の連携（新規）	紹介患者の受け入れ体制の整備など、地域の医療機関との機能分担・連携を推進 市立大学病院と市立病院などにおいて、電子カルテシステムを活用した各種医療情報の共有化と相互利用を実施	推進 検討	推進 市立大学病院と市立病院間などにおけるネットワークの構築	市立大学 健康福祉局
救急医療体制の確保	休日などの診療時間外の医療に対応するため救急医療体制を確保	病院群輪番制参加病院数 68 病院	病院群輪番制参加病院数 70 病院	健康福祉局

※3 周産期医療

周産期（妊娠 22 週から生後 1 週間になるまでの期間）を中心に出生前後のさまざまな危険から母体・胎児・新生児を守る医療。

※4 オーダーリングシステム

医師などが行う指示を直接システムに入力して、薬剤・検査部門などに伝達するとともに、医事会計などに情報伝達を行うシステム。

※5 電子カルテシステム

診療録や検査結果などの診療情報を電子化して保存するシステム。

※6 クリニカル・パス

疾患ごとに手術や検査などの治療方針を標準化した診療計画。

4 食品と居住環境の衛生管理

●基本方針

食品製造・調理施設に対する衛生管理の監視、指導を強化し、市民の安全な食生活を確保するとともに、建築物や住まいに関する相談、指導など健康的な居住環境の確保につとめます。

●現状と課題

安全な食生活を確保するため、食品衛生上危険度の高い食品製造・調理施設では毎日の衛生管理を確実に推進することが必要ですが、その中心となる人材が不足しています。

また、住居に関しては、合板など化学物質が発散されやすい建築材料、室内の通気・換気不良、共同住宅での給水設備管理など新たな問題がおきています。保健所に開設したシックハウス症候群に関する衛生相談窓口などを通じて啓発や相談指導につとめる一方、給水設備については管理者による適正な管理が行われるよう指導するなど、その対応が求められています。

●数値目標

	現状値	18 年度目標値	22 年度目標値	所管局
食品衛生管理責任者の配置率	—	50%	100%	健康福祉局
数値目標設定の考え方： 市内のすべての大規模食品製造・調理施設（約 1,000 か所）に衛生管理推進の中心となる人材を養成・配置する。				
小規模貯水槽水道※7の清掃実施率	60% (14 年度)	80%	100%	健康福祉局
数値目標設定の考え方： 安全な飲料水の確保のための定期的な清掃の実施率の向上をめざす。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況（⑮末見込み）	計画目標 [⑯～⑳の事業量等]	所管局
食品の衛生管理の推進（新規）	食品製造・調理施設のうち、HACCP 方式※8による自主管理を取り入れようとする営業者などに対し、その推進の中心的存在となる人材育成のため食品衛生管理責任者講習会を実施	—	食品衛生管理責任者講習会受講者数 累計 500 名	健康福祉局

※7 小規模貯水槽水道

ビルや共同住宅など多くの建築物内の飲み水などは、市水をいったん貯水槽に受けた後個々の使用者まで給水されるが、この建築物内水道のうち、貯水槽の有効水量が 10m³以下のもの。

※8 HACCP 方式

Hazard Analysis Critical Control Point の略。危害分析重要管理点方式。食品の安全性をより一層確保するため、原材料から消費にいたるまでの工程ごとに応じた検査、監視を行っていく衛生管理の手法。

小規模貯水槽水道の衛生管理指導	貯水槽水道の管理者に対する啓発・指導により、定期的な水質検査・保守点検・清掃を実施	定期的な清掃実施施設 15,000 施設	定期的な清掃実施施設 20,000 施設	健康福祉局
-----------------	---	-------------------------	-------------------------	-------

5 斎場の整備

●基本方針

高齢者数の増加にともなう今後の火葬需要の増大や大規模震災時への対応などのため、周辺環境への配慮をはかりながら、八事斎場の改築と新斎場の整備をすすめます。

●現状と課題

現在、本市では八事斎場 1 か所に対応していますが、高齢人口の増加により死亡者数が増加し、平成 20 年ごろには八事斎場の火葬能力（火葬炉 46 基）が限界に達します。

火葬需要がピークとなる平成 40 年代中ごろには 60 から 70 の火葬炉が必要と推測されており、新たな斎場の整備が必要です。

●数値目標

	現状値	18 年度目標値	22 年度目標値	所管局
火葬炉の整備数	46 (14 年度)	46	60～70	健康福祉局
数値目標設定の考え方： 火葬需要の増大にともない、ピーク時に必要な火葬炉数を整備する。				

●事業計画

事業名	事業内容	現況（⑮末見込み）	計画目標 [⑯～⑳の事業量等]	所管局
新斎場の整備	高齢化による死亡者数の増加、災害時などに対応できるよう、新斎場を整備	整備予定地選定	用地買収 実施設計	健康福祉局